

令和7年度 税制改正の内容

令和8年度から適用される個人住民税の主な改正

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対象の観点から、①「給与所得控除の見直し」、②「扶養親族等の所得要件の引上げ」、③「大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設」が行われました。

※ これらの改正は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入を基礎とする令和8年度個人住民税に適用されます。

① 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入が190万円以下の場合の最低保障控除額が最大で10万円引き上げられ、65万円となりました。

【改正前と改正後の比較】

給与等の収入金額	改正前の 給与所得控除額	改正後の 給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	給与等の収入金額×30%+8万円	
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額×20%+44万円	改正なし
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額×10%+110万円	
660万円超 850万円以下		
850万円超	195万円（上限）	

② 扶養親族等の所得要件の引上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件額が10万円引き上げられます。

【改正前と改正後の比較】

所得要件	改正前	改正後
カッコ内は給与収入ベース ※		
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
雑損控除の適用が認められる親族の総所得金額	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
勤労学生の合計所得金額	75万円 (130万円)	85万円 (150万円)
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

※ 給与収入ベースは、収入が給与のみの場合の収入金額

③ 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

従来から 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 48 万円以下の者を扶養している場合、特定扶養控除として 45 万円（所得税は 63 万円）の控除を受けることができました。

改正後は納税義務者が生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者を除く）を有する場合、その者の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下であれば、特定親族特別控除として段階的に控除を受けられるようになりました。

【特定親族特別控除の控除額】

親族の給与収入額	親族の合計合所得金額	控除額	
		住民税	所得税
123 万円超 150 万円以下	58 万円超 85 万円以下		63 万円
150 万円超 155 万円以下	85 万円超 90 万円以下	45 万円	61 万円
155 万円超 160 万円以下	90 万円超 95 万円以下		51 万円
160 万円超 165 万円以下	95 万円超 100 万円以下	41 万円	41 万円
165 万円超 170 万円以下	100 万円超 105 万円以下	31 万円	31 万円
170 万円超 175 万円以下	105 万円超 110 万円以下	21 万円	21 万円
175 万円超 180 万円以下	110 万円超 115 万円以下	11 万円	11 万円
180 万円超 185 万円以下	115 万円超 120 万円以下	6 万円	6 万円
185 万円超 188 万円以下	120 万円超 123 万円以下	3 万円	3 万円

- ※ 上記以外にも、住宅借入金等特別控除に係る措置の期間延長等の変更があります。
- ※ 住宅借入金等特別控除の適用条件等について詳しくは国土交通省のホームページでご確認ください。
- ※ 確定申告など住宅借入金等特別控除の適用に関する手続きについて詳しくは税務署へお問い合わせください。